

整理番号	14
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費 (会議費) 資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	団会議 (交通費)		
年月日	平成30年 5月 1日～平成 年 月 日	金額	1,250円

目的	会派内会議にて意見交換
使途	交通費 (富士 ~ 静岡 静岡 ~ 堅堀)
政務活動・ 県政との 関連性	会派内意見交換を行い、県政課題について検討を行う

《領収書貼付枠》

支払者 早川育子

<p>領収書</p> <p>ご利用日付 2018年05月01日</p> <p>時刻 08時39分</p> <p>取引内容 乗車券 金 580円</p> <p>伝票番号 54995</p> <p>富士駅 券101発行 JR東海</p>	<p>領収書</p> <p>ご利用日付 2018年05月01日</p> <p>時刻 15時47分</p> <p>取引内容 乗車券 金 670円</p> <p>伝票番号 48183</p> <p>静岡駅 券107発行 JR東海</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- この領収書は大切に保管してください。
- 毎度ありがとうございます。

- この領収書は大切に保管してください。
- 毎度ありがとうございます。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,250円	100%	1,250円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	15
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	(調査研究費) 研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政課題調査(水利権について)の為の交通費		
年月日	平成30年 5月 2日~平成 年 月 日	金額	2,880円

目的	水利権について県担当者から説明を受ける。
使途	交通費(新富士~静岡往復)
政務活動・県政との関連性	県民からの相談をもとに、水利権について担当者から説明を伺い、今後の課題解決に活かしていく。

《領収書貼付枠》
 ※支払者 早川育子

領 収 書

様

Receipt

領収年月日 2018.-5.-2

金額 ¥2,880(消費税等込み)

【クレジット扱い】

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(50075 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

(東)新富士駅

新富士駅MV805発行 60076-02

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,880円	/	2,880円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	16
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	(調査研究費) 研修費・広聴広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政課題調査(水利権について)の為の駐車料金		
年月日	平成30年 5月 2日~平成 年 月 日	金額	1,000円

目的	水利権について県担当者から説明を受ける。
使途	駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	県民からの相談をもとに、水利権について担当者から説明を伺い、今後の課題解決に活かしていく。
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; padding: 20px;">別紙</div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,000円	/	1,000円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

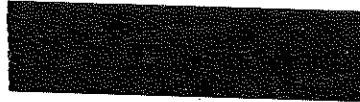
領 収 証

平成30年5月2日

早川 ひと子

様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐車時間 8時30分から



駐車料金 ¥1,000-

新富士駅北口駐車場

オーケー
パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7
TEL (0545) 61-8321

整理番号	17
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書

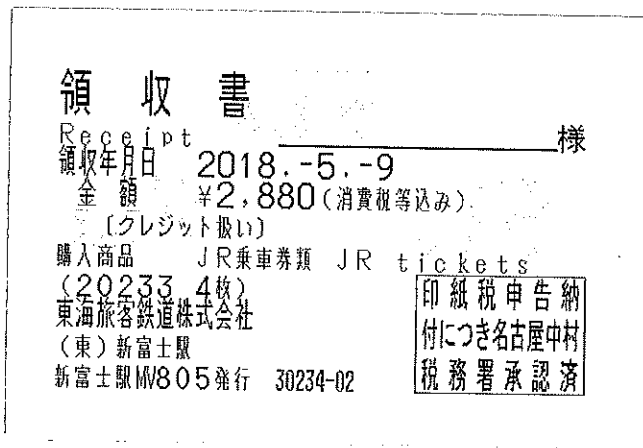
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政課題調査 (SDGsについて) の為の交通費		
年月日	平成30年 5月 9日~平成 年 月 日	金額	2,880円

目的	SDGsについて県担当者から説明を受ける。
使途	交通費 (新富士 ~ 静岡 往復)
政務活動・ 県政との 関連性	SDGsの取組について担当者から説明を伺い、今後の課題解決に活かしていく。

《領収書貼付枠》

※ 支払者 早川育子



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,880円	100%	2,880円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	18
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政課題調査 (SDGsについて) の為の駐車料金		
年月日	平成30年 5月 9日~平成 年 月 日	金額	1,000円

目的	SDGsについて県担当者から説明を受ける。
使途	駐車料金
政務活動・県政との関連性	SDGsの取組について担当者から説明を伺い、今後の課題解決に活かしていく。

《領収書貼付枠》

別紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000円	100%	1,000円

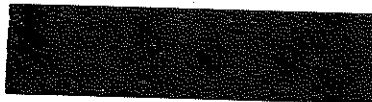
※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

平成30年 5月 9日

早川いさ子様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐車時間

11時50分から

駐車料金



¥1,000

新富士駅北口駐車場

オーケー
パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7
TEL(0545)61-8321

整理番号	19
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請精進活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	障がい者就労支援施設視察 参加費		
年月日	平成30年 5月 11日～平成 年 月 日	金額	15,000円

目的	障がい者就労支援施設 (Alon Alon) 視察 他
使途	参加費
政務活動・ 県政との 関連性	ユニバーサル就労を拓げる会による障がい者就労支援施設の先進事例の視察に参加し、今後の県における障がい者就労支援の参考とし、県政に反映していく。
<領収書貼付枠> 別紙	

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	15,000円	100%	15,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成30年5月11日

領 収 証

早川 育子 様



金額				¥	1	5	0	0	0	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

内
消費税等

但 千葉県視察会会費（レンタカー及び交通費ほか）として
（ NPO法人AlonAlonオーキッドガーデン
恋する豚研究所、生活クラブいなげビレッジ虹と風
上記正に領収致しました

ユニバーサル就労を拡げる会
代表 渡邊雅之



決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p style="text-align: right;">平成30年5月11日</p> <p style="text-align: right;">会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 早川育子</p>						
目 的	障がい者就労支援を積極的に行っている事業所を視察し県政に反映する					
年 月 日	平成30年5月11日(金)					
場 所	NPO法人Alon Alon (千葉県富津市西大和田1234-2)					
内 容	<p>1 行程 富士市役所～NPO法人Alon Alon～富士市役所 ※マイクロバス</p> <p>2 応対者 NPO法人Alon Alon 理事長 那部 智史氏</p> <p>3 聴取内容 別紙参照</p> <p>4 県政への反映 重度知的障がいのある息子さんを抱え、自立支援策を模索する中で障がい者の自立のための所得向上をめざし、胡蝶蘭の栽培および販売に成功。「子供も親も親類も尊厳を守れる施設をつくりたい」との理念に基づき、現在平均所得10万円を達成している。2箇所目の障がいを理由とせず人気商品を開発し販売している様子を伺い、商品開発、付加価値の付け方など、障がい者の所得向上を目指す静岡県の政策におおいに反映していきたい。また年齢や障がいの有無に関係なく共生社会の確立も参考としたい。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

Npo法人「AlonAlon」視察報告概要

視察内容〈Npo法人AlonAlon理事長那部智史氏より聴取、現場視察〉

・那部智史理事長には重度の知的障がいの息子さんがおり、特別支援学校卒業後の生活について、親亡き後も安心して過ごせる生活の場と仕事の場に苦慮していた。現状の福祉サービスの範囲では十分生活できる工賃が取得できず、能力も十分に発揮できないと判断し、自ら法人を立ち上げ、胡蝶蘭の栽培と販売を「フラワープロジェクト」として独自の手法で展開。さらに「太陽と月」プロジェクトにより民間の問題意識を拡げること成功。多くの著名人を巻き込んで活動を展開している。

・「フラワープロジェクト」とは栽培方法が確立し、高収入が期待できる胡蝶蘭の栽培に着目し、知的ハンディキャップを持った方が制作した栽培・販売をおこなっているサービスで個人、企業からの賛同を得て展開している。これは、障がい者就労支援のモデル構築をおこなう日本財団「はたらくNIPOPN!計画」と連携した就労支援移行事業B型として展開している。実際に月収10万円を達成している。

・那部理事長の声掛けにより、国会において超党派による「障がい者所得倍増議員連盟」が結成され、障がい者の自立支援には所得の向上が不可欠であるという観点から有識者との意見交換や障がい者福祉施設の視察などを通し、現行制度の問題点を見つけ出し具体的な行動に結びついている。

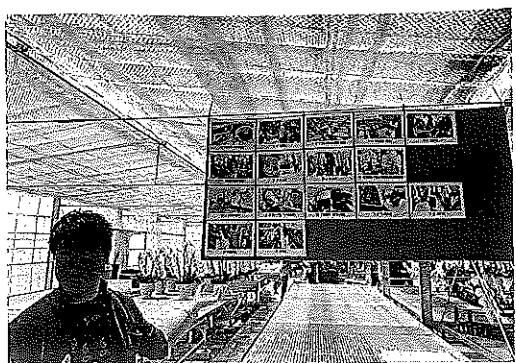
・このほか、AlonAlonハウス（ケアホーム）建設、ホースセラピー、親の会など幅広く展開している。

「AlonAlon」とは、バリの言葉で「ゆっくりゆっくり」との意味を持ち、焦らずゆっくり進めていこうとの理事長の理念を反映している。

【AlonAlon事務所前】



【作業工程を写真に示し分かり易く】



【生き生きと働く姿が印象的】



【胡蝶蘭は幸せを運ぶ花】



整理番号	20
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------

支出証拠書

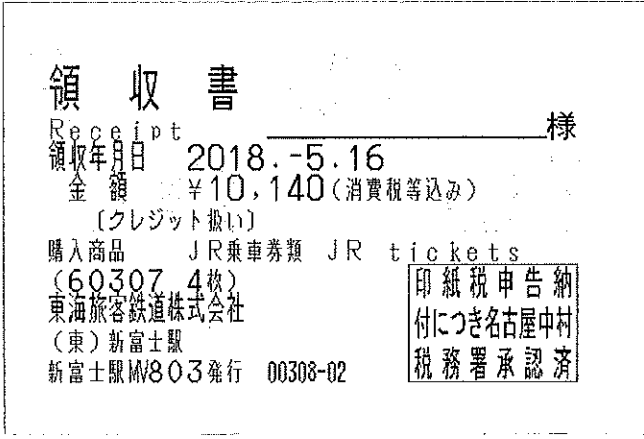
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	(調査研究費) 研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	教育ITソリューションexpo視察の為の交通費		
年月日	平成30年 5月16日～平成	年月日	金額 10,900円


目的	教育ITソリューション内で発表されるビッグデータを活用した健康教育について視察
使途	交通費(新富士～東京往復)(新橋～国際展示場正門)往復
政務活動・ 県政との 関連性	教育ITソリューション内でNHKとの協働で推進してきた健康福祉部の取り組みを伺い、先進事例として評価し、さらに今後推進していくための課題を検討し今後の県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

※ 支払者 早川育子



領収書
Receipt
領収年月日 2018.-5.16
金額 ￥10,140 (消費税等込み)
[クレジット扱い]
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(60307 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
(東)新富士駅
新富士駅MV803発行 00308-02

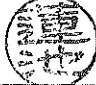



領収書
様
ご利用日付 2018年05月16日
時刻 12時59分
取引内容 乗車券購入 金760円
伝票番号 15147
この領収書は大切に保存してください
毎度ありがとうございます
新橋駅券121発行
株式会社ゆりかもめ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,900円	100%	10,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	21
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	教育ITソリューションexpo視察の為の駐車料金		
年月日	平成30年 5月16日～平成 年 月 日	金額	1,000円

目的	教育ITソリューション内で発表されるビッグデータを活用した健康教育について視察
使途	駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	教育ITソリューション内でNHKとの協働で推進してきた健康福祉部の取り組みを伺い、先進事例として評価し、さらに今後推進していくための課題を検討し今後の県政に反映していく。



《領収書貼付枠》

新富士パーキング
TEL:0545-62-0600

〒 410-0000
2018年 05月16日 14時11分入
料金 1,000円
現金納付 1,000円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000円	100%	1,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p style="text-align: right;">平成30年5月16日</p> <p style="text-align: right;">会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 早川育子</p>					
目 的	教育ITソリューションexpoを視察し県政に反映する				
年 月 日	平成30年5月16日(水)				
場 所	東京ビッグサイト				
内 容	<p>1 行程 新富士～東京ビッグサイト往復</p> <p>2 応対者 別紙</p> <p>3 聴取内容及び県政への反映 静岡県では健診結果のビッグデータを活用し、全国に先駆けて健康経営を推進しているが、このたび、NHKエデュケイショナルで特集した「人体」の映像と連携し、小学生のうちから健康について看会える「健康教育プログラム」が開発され、教育ITソリューションexpoでお披露目となった。全国的にも例を見ない取り組みであり、注目されている。今回の視察を通し、これまでの「健康教育」に一石を投じる取り組みである事、NHKはじめ関係者から注目を受けている事など、有意義な意見交換ができた。</p> <p>今後、教育委員会と健康福祉部の連携によるこの取り組みが促進されるよう支援すると共に、課題解決に向け質問していきたい。</p>				

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。



科学健康部
統括部長

植木 豊

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町
7-13 第二共同ビル4F
TEL: 03-3462-7976
FAX: 03-3780-8681
携帯: 080-3007-5340
ueki-y@nhk-ed.co.jp
www.nhk-ed.co.jp

株式会社NHKエデュケーショナル

人 体



科学健康部(科学健康コンテンツ展開)
シニアプロデューサー

並川 由喜子

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町
7-13 第二共同ビル4F
TEL: 03-3462-7978
FAX: 03-3780-8681
namika@nhk-ed.co.jp
www.nhk-ed.co.jp

株式会社NHKエデュケーショナル

人 体



科学健康部(科学健康コンテンツ展開)
シニアプロデューサー

鈴木 隆夫

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町
7-13 第二共同ビル4F
TEL: 03-3462-7978
FAX: 03-3780-8681
携帯: 090-2545-4713
suzuki-tak@nhk-ed.co.jp
www.nhk-ed.co.jp

株式会社NHKエデュケーショナル



株式会社 つくばウエルネスリサーチ

執行役員
SWC推進プロジェクト部 担当

保健師 塚尾 晶子



〒277-8519
千葉県柏市若葉178番地4 K01L505
TEL: 04-7197-2360 FAX: 04-7197-2361
E-mail: a.tsukao@twr.jp URL: http://www.twr.jp



整理番号	22
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書

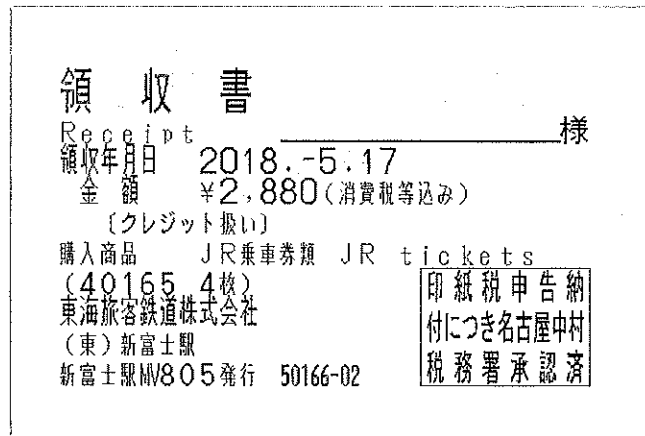
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費 (会議費) 資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	団会議 (交通費)		
年月日	平成30年 5月17日～平成	年 月 日	金額 2,880 円

目的	会派内会議にて意見交換
使途	交通費 (新富士 ~ 静岡 往復)
政務活動・ 県政との 関連性	会派内意見交換を行い、県政課題について検討を行う

《領収書貼付枠》

支払者 早川育子



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,880円	/	2,880円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	23
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情活動費 <u>会議費</u> ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	団会議 (駐車料金)		
年月日	平成30年 5月17日~平成	年 月 日	金額 1,000 円

目的	会派内会議にて意見交換
使途	駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	会派内意見交換を行い、県政課題について検討を行う
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; padding: 20px;">別紙</div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,000円	/	1,000円
		100%	

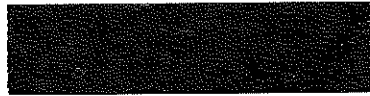
※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

平成30年5月17日

早川 様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐車時間 9時30分から

駐車料金 4,000

新富士駅北口駐車場

オーケー
パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7
TEL(0545)61-8321

整理番号	24
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・ 早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	公益社団法人日本医療社会福祉協会 会費		
年月日	平成30年 5月22日~平成 年 月 日	金額	11,000円

会の趣旨・目的	会員になることにより、医療、福祉介護の現状と課題について情報収集を行うことを目的とする。
会の活動内容等	・交流会や研修会の開催 ・機関誌の発行
政務活動・県政との関連性	調査や情報収集した内容に沿って、課題解決に活かし、県政発展に繋げていく

《領収書貼付枠》

別紙

(別紙請求書にて正会員と明記)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,000円	100%	11,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

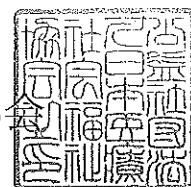
早川 育子 様

¥11,000

2018年度（2018年4月～2019年3月）会費として
上記の金額を領収いたしました。

2018年5月22日

公益社団法人日本医療社会福祉協会
東京都新宿区住吉町8-20
四谷ヂンゴビル2F
TEL 03-5366-1057



2018年5月1日

会 員 各 位

公益社団法人日本医療社会福祉協会
会 長 早坂 由美子
(公印略)

会費納入のお願い

時下、ますますご清祥のことと存じます。日頃より当協会の活動につきましては、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の2018年度年会費納入につきましてお知らせ致します。貴殿の年会費はご指定口座からの口座振替となっております。

2018年度会費は、5月14日(月)に口座振替を行いますので、5月11日(金)までに、正会員年会費 11,000円をご指定口座にご入金ください。

なお、すでに納入済みの方は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

※ご指定の口座をお忘れになった方は、下記事務局までご連絡ください。

なお、口座振替は収納代行会社名(MBS.ニホリヨシ、またはMBS.メイダヤグ)で引落とされます。

※過年度分未納の方は、あわせて過年度分のご入金をお願い致します。

問い合わせ先 (公社) 日本医療社会福祉協会 事務局 03 (5366) 1057

公益社団法人日本医療社会福祉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本医療社会福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健医療分野における福祉サービスの充実及び向上を図り、あらゆる地域において社会福祉士による福祉サービスが提供される環境を整備するため、保健医療分野における社会福祉に関する調査研究及び社会福祉活動の普及啓発と保健医療に携わる社会福祉士の専門的知識及び技術の向上に努め、もって公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保健医療分野における社会福祉士の業務実態等の調査を基に、福祉サービスの充実及び向上を図る事業。
 - (2) 保健・医療・福祉の各サービスが連携を保持し、総合的に提供されるために必要なソーシャルワークに関する調査研究。
 - (3) 保健医療分野における社会福祉士の業務について国民の理解を求め、社会福祉士による福祉サービスが活用される環境を整備する事業。
 - (4) 保健医療に携わる社会福祉士の専門的知識及び技術の向上のための研修等の実施。
 - (5) 社会福祉学を基にした専門的知識および実務経験を有する社会福祉士に対して資格を付与し、資格者による福祉サービスの向上を図る事業。
 - (6) 国内外の保健医療分野における社会福祉活動に従事している者（以下「ソーシャルワーカー」という）の団体等と連携し、高齢者、障害者、生活困窮者及び災害被災者に対するソーシャルワーカーの活動を支援することを通じて社会に貢献する事業。
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項第1号ないし第5号の事業は日本全国で行い、第6号の事業は日本全国及び諸外国で行う。

第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した社会福祉士の資格を有する個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会の事業に功労のあった者で理事会において名誉会員とすることを承認された個人、または、学識経験者で理事会において入会を承認された個人

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を代表理事に提出することにより、入会を申し込むものとする。

- 2 代表理事は、入会申込書を受領したときは、意見を付して理事会に諮り、理事会が入会を承認したときは、入会申込者にその旨を通知する。
- 3 入会申込者は前項の理事会承認決議がなされたときに会員の資格を取得する。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、除名することができる。この場合、代表理事は、除名決議の対象となる会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 代表理事は、前項により除名の決議がなされたときは、速やかに当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 入会金の支払を怠り、納入期限から1か年以上経過しても支払わないとき。
- (4) 会費を滞納し、その滞納額が2か年分以上となったとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(倫理綱領の遵守)

第 11 条 ソーシャルワーカーである本会の会員は、その使命にふさわしい倫理を自覚し、社員総会で定められた倫理綱領を遵守しなければならない。

2 理事会は、ソーシャルワーカーが前項の倫理綱領に反する行為をしたとの苦情を申立てられ、懲戒を相当と判断するときは、懲戒処分を決定することができる。

3 懲戒手続に関する規則その他懲戒に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 本会は、会員の資格を喪失した者に対し、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品を返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。

(2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員が、代表理事に対し、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項 2 号により招集の請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名について 1 個とする。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開会することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決及び委任)

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条第1項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事は25名以上30名以内
- (2) 監事は2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以上5名以内を副会長、3名以上5名以内を業務担当理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、副会長及び業務担当理事をもって同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、代表理事を補佐し、且つ本会の業務を分担執行し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その業務執行を代行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局長に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期満了までとする。
- 3 役員が欠けた場合又はこの定款で定める役員の最低の員数が欠けた場合には、任期満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職務を執行しなければならない。

(解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第32条 定期理事会は毎年3回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から理事会の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から法令に基づく招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、理事会の7日前までに通知しなければならない。
- 3 代表理事は、前条第2項第2号または第3号の請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議 決)

第35条 理事会における議決権は、理事1名について1個とする。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって行う。
- 4 理事会の目的である事項につき、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。
- 5 理事会の目的である事項につき、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した監事が、署名・押印しなければならない。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び主要な職員は、理事会の議決を経て代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 本会の財産は、代表理事が管理し、その管理方法は社員総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類については、定時社員総会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、その他の書類については社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項に定める書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算出し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の長期借入れを行うときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会に出席した社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(義務の負担 権利の放棄)

第46条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し又は権利を放棄しようとするときは、社員総会に出席した社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において社員の半数以上で議決権総数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項の社員総会の決議は社員総数の4分の3以上の議決をもって行う。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合または合併により本会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第51条 本会の事業につき公告する必要がある場合の公告方法は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補則

(補則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(経過規程)

第53条 この定款が成立する前に社団法人日本医療社会事業協会の正会員であった者は、社会福祉士の資格を有しているか否かを問わず、入会手続を経ることなく、第5条第1号の正会員となる。

2 前項により正会員となる会員は入会金を支払う義務を負わない。

3 この定款が成立する前に社団法人日本医療社会事業協会の賛助会員であった者は、入会手続を経ることなく、第5条第2号の賛助会員となる。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は笹岡眞弓とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. この定款は、2011年5月28日に一部を改正し施行する。

5. この定款は、2014年5月22日に一部を改正し施行する。

整理番号	25
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	サンフロント21総会・講演会参加 高速料金		
年月日	平成30年 5月23日～平成	年 月 日	金額 1,300円

目的	サンフロント21総会・講演会参加の為の高速料金
使途	高速道路料金 (富士 ~ 沼津 沼津 ~ 富士)
政務活動・ 県政との 関連性	県東部における経済界、首長、行政関係者の集まりであるサンフロント21の総会・講演会に出席し、情報収集をおこない今後の県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 富士 料金所(至) 沼津 18年 5月23日 14時38分 通行料金 ¥650- (ETC/レゾット) 車種 1 取扱番号 A53805-230138-137731 確 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 沼津 料金所(至) 富士 18年 5月23日 18時 6分 通行料金 ¥650- (ETC/レゾット) 車種 1 取扱番号 A53805-230138-139331 確 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,300円	100%	1,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	26
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)


経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県民意見聴取 (防災対策について) の為の交通費		
年月日	平成30年 5月25日~平成	年月日	金額 2,110円

目的	防災対策について関係者との意見交換をおこなう
使途	交通費 (堅堀 ~ 静岡 静岡 ~ 新富士)
政務活動・ 県政との 関連性	女性の視点での防災対策について関係者と意見交換をおこない今後の県政に反映していく。

<<領収書貼付枠>>

※ 支払者 早川育子

領収書
 ご利用日付 2018年05月25日
 時刻 17時35分
 取引内容: 乗車券 金 670円
 伝票番号 05222

堅堀駅 券101発行


●この領収書は大切に保管してください。
 ●毎度ありがとうございます。

領収書
 Receipt
 領収年月日 2018.-5.25 様
 金額 ￥1,440 (消費税等込み)
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 J R乗車券類 J R tickets
 (30570 1枚)
 東海旅客鉄道株式会社
 静岡駅
 静岡駅MV-11発行 40571-02

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,110円	100%	2,110円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	27
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・報酬等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料(静岡・朝日・富士・岳南)		
年月日	平成30年 5月28日~平成 年 月 日	金額	4,041円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 01 区域 006 道路 No. 公明党県議団 振様

品名	数量	金額(円)	備考	領収金額 消費税別
朝日新聞 朝刊	1	3,353		8,082 円
静岡新聞	1	2,980		
岳南朝日新聞	1	822		
富士ニュース	1	927		
				2018 年 05 月分
				領収致しました (引落日)
				2018 年 05 月 28 日

(有) 星野新聞
静岡県富士市緑町1-28



本店 0545-52-0376

ご購読ありがとうございます。本誌はご保存下さい。金額等の誤り訂正したものは無効です。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	8,082円	1/2	4,041円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	28
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (毎日・日経)		
年月日	平成30年 5月28日~平成	年 月 日	金額 4,100円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 兼 自動振替済証
公明党県議団 様

2018年 5月分
(2)1043.00自振
お問合せNo.

柚木 460-7

銘柄	部数	単価	金額	備考
毎日新聞朝刊	1	3,300	3,300	
日本経済新聞	1	4,900	4,900	

合計金額
8,200円

毎度ご購読有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

6/14より☆FIFAワールドカップ
興奮と感動をスポニチがお届けします！
1週間試読無料。1カ月だけの短期購読
も喜んで承ります。ぜひご連絡ください

株式会社 田畑新聞店
静岡県富士市本市場112番地
TEL: 0545-61-0011(代)

按分の理由 私用としての利用があるため、按分する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,200円	1/2 50%	4,100円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	29
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (読売)		
年月日	平成30年 5月28日~平成	年 月 日	金額 1,676 円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証

公明党県議団 御中

2018年 5月分
(15)1622.00自振
お問合せNo.

銘柄	部数	金額	備考	合計金額
読売新聞朝刊	1	3,353		3,353円

毎度、ご愛読いただきまして誠にありがとうございます
合計金額には、消費税が含まれています

新聞休刊日は6月11日付朝刊です
行楽や帰省等で新聞をお休みにする際は
お気軽に当店までお申し付け下さい
フリーダイヤル0120-185049
(証券No. 114-2018/05/23 14:26:17)

読売新聞・静岡新聞・スポーツ報知
有限会社 雨森新聞舗
〒416-0912 富士市加島町5-18
TEL(0545)61-5049/FAX(0545)64-3854

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	3,353円	1/2	1,676円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	30
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費 (会議費) 資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	団会議		
年月日	平成30年 5月30日～平成	年 月 日	金額 2,080 円

目的	会派内会議にて意見交換
使途	高速料金 (新富士 ~ 新静岡 新静岡 ~ 新富士)
政務活動・ 県政との 関連性	会派内意見交換を行い、県政課題について検討を行う (・6月定例会代表質問項目他)

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 18年 5月30日 13時 8分 通行料金 ¥1,040- (ETC/クレジット) 車種 1 取扱番号 A54805-304709-656938 (確) <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 18年 5月30日 17時15分 通行料金 ¥1,040- (ETC/クレジット) 車種 1 取扱番号 A54805-304709-658736 (確) <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,080円	/	2,080円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	31
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--


支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請精等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県民からの意見聴取（障がい者就労支援について）の為の駐車料金		
年月日	平成30年 5月31日～平成	年 月 日	金額 300円

目的	商店街の活性化について意見交換をおこなう
使途	駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	商店街の活性化について関係者との意見見交換をおこない、今後の県政に活かしていく。

＜領収書貼付枠＞



富士市吉原2-12-10

領収証

精算機 #01	A 精算No.000395
発券機 #01	発券No.088611
入庫時刻	2018年 5月31日(木) 15:41
出庫時刻	2018年 5月31日(木) 17:05
駐車時間	1:24
駐車料金	A料金 300円
=====	
合計	300円
現金徴収額	300円
お預り	1,000円
お釣り	700円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	300円	/	300円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。


整理番号	32
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	8,813円
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名 <u>早川育子</u> 			

≪領収書貼付枠≫ <p style="text-align: center;">別紙</p>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用分按分	17,626	1/2	8,813円
	8,813円	50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2018年 5月 2日 15:11

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

軽油	47.41 L	0123.0	P-21(内)	5831円
03100.00				
(内、軽油本体)		090.90		4309円)
(内、軽油税)		032.10		1522円)

合計 5,831円
(内、消費税等(8.00%) 319円)

軽油税に消費税は加算されません

支払区分：一括
承認No. 0000002956

カード会員

伝No: 10732 担当: 8800



領収書
IDEMITSU

印紙

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2018年 5月11日 20:42

カイン様
キャッシュプリカ

出光ゼアス	41.44 L	0140.0	P-22(内)	5802円
01200.00				

合計 5,802円
(内、消費税等(8.00%) 430円)

プリカ有効期限： 2019年 5月11日
プリカ前回残： 8,902円
プリカ利用金額： 5,802円
プリカ今回残： 3,100円

カード会員

7500007190012812-20121-00
伝No: 10154 担当: 8800



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2018年 5月28日 14:31

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス	41.62 L	0144.0	P-13(内)	5993円
01200.00				

合計 5,993円
(内、消費税等(8.00%) 444円)

支払区分：一括
承認No. 0000002980

カード会員

伝No: 10577 担当: 8800

車輛交換の間、軽油車にて対応